

令和7年度 障がい者支援施設南富良野からまつ園事業計画書

第1 基本方針

令和7年度の南富良野からまつ園は、ご利用者が望む暮らしを実現するために、全職員が人権を尊重した虐待防止と人権尊重の倫理観を共有して、資質向上と人材育成に取り組み、質の高い福祉サービスの提供を目指します。

また、労働力生産の減少と少子高齢化の影響により人材確保が厳しい現状を踏まえ、引き続き法人と連携して特定技能外国人の継続雇用を推進します。更には広報活動や求人活動、施設見学会の機会を設けるなどして、職員の確保に努めます。今後、ITC（情報通信技術）やDX（デジタルトランスフォーメーション）の導入を本格的に検討し、より効率的な業務プロセスの実現と職員の業務負担軽減を図り、労働環境の改善の向上を推進します。

なお、令和6年度報酬改定の規則に対応すると共に、昨今の物価高騰に対応するために経費削減を図り、取得可能な加算報酬に努め、健全な財政運営に取り組みます。

今年度も、職場のワークライフバランスを重視した働き方改革を推進することで、職員が健康で働きやすい環境を整備し、職場定着率の向上を図ります。また、特定技能外国人に対しては、文化や言語の違いを考慮し、各種研修や文化の理解プログラムを実施して円滑な人間関係を築けるように、職場環境への適応を促進し、安心して長期的に働ける環境を整えます。

つきましては、令和7年度の重点事項を次のとおり進めます。

1 高齢・強度行動障がいに対応した環境改善とサービス提供

高齢化や強度行動障がい者に対応するため、個別支援計画に沿って、職員を適切に配置して必要な福祉サービスを提供します。高齢の知的障がい者と強度行動障がい者が安全で快適に生活できる環境を整え、ご利用者及び家族とのコミュニケーションを重視した、個別支援の見直しを行うなどサービスの向上を図ります。

2 人材確保と職員の定着

福祉系教育機関と積極的に連携し、実習生の受け入れやリクルート活動を通じて幅広い人材確保を推進します。また、特定技能外国人は現在の人材確保が厳しい状況の中で重要な役割を果たしており、その受け入れを継続し増員も検討することで、多様性を尊重した職場環境を整えます。更に、職員の職場定着率向上のため、柔軟な有給休暇の取得やワークライフバランスの向上を図り、労働環境の充実に努めます。

3 技術革新の推進

最新技術を積極的に取り入れ、福祉サービスの質の向上を図るために、ITC（情報通信技術）やDX（デジタルトランスフォーメーション）の導入を通じて、業務の効率化や職員間の情報共有の強化を図り、労働環境の改善に取り組みます。

4 法令遵守と資質向上

全職員が高い倫理観を持ち、その資質を向上させるために、継続的に専門的な研修プログラム

を実施します。定期的な研修で虐待防止や人権尊重の意識を高めるとともに、支援技術やコミュニケーションスキルの向上を図るために、外部研修への派遣を通じて支援の専門性を向上させます。特定技能外国人にも同様の支援プログラムを提供し、職場での円滑な人間関係と専門スキルの向上を促進します。

5 緊急時対応

自然災害や感染症の対応では、支援サービスの継続と復旧体制の強化に努めます。緊急時の対応マニュアルや事業継続計画（BCP）の見直しを行い、全職員への定期的な訓練と研修を実施することで、迅速かつ適切な支援体制を構築し、被害を最小限に留めることを目指すことと、感染症流行時は、感染拡大防止対策を講じ、サービスの継続に向けた準備を万全に整え、ご利用者の安全確保に努めます。

第2 組織とご利用者状況

1 組織の概要

ご利用者の個性や障がい特性に応じたサービスを提供するとともに、安定した施設経営を遂行するために、次の組織体制とします。

(1) 総務部

本部付随の事業所として各事業所と情報を共有し、連携及び協力体制を図り、関係法令等を遵守したうえで諸規程に則り、各部門の事業計画を遂行します。また、法人全体の経営を俯瞰し、財務体質の強化を進めることでご利用者の生活環境、職員の労働職場の整備を図り、より良い福祉サービスの提供を実現します。

(2) 生活支援部

生活支援部は、生活支援第1課、同第2課、活動支援課、健康支援課を置き、ご利用者の個性や障がい特性に応じた組織体制をもって質の高い支援サービスを提供します。

(3) 職員配置状況（令和7年4月1日現在）

区 分	園 長	総務部	支援部	短時間	計
男 性	1	5	2 1	2	2 9
女 性		2	2 2	1 3	3 7
計	1	7	4 3	1 5	6 6

(4) 組織図・・・別表1

2 会議、委員会の体制

(1) 会議

次の会議を設置し、ご利用者支援のサービス向上に努めます。

- ・経営会議（理事長・管理者）
- ・運営会議（管理者・法人事務局長）
- ・幹部会議・調整会議（係長以上）
- ・役職者会議（主任以上）
- ・職員会議（全職員）

- ・ 支援会議 (生活支援部職員・栄養士)
- ・ ユニット会議、ケース会議 (サビ管・各ユニット担当支援員)
- ・ サービス評価担当者会議 (担当支援員)
(意思決定支援会議)
- ・ 食事サービス会議 (総務部、支援部、給食業務委託業者)

(2) 委員会

次の委員会を設置し、施設経営とご利用者の生活向上を図ります。

- ・ 虐待防止委員会 (総務部、生活支援部担当者)
- ・ 感染予防委員会 (総務部、生活支援部担当者)
- ・ リスク管理委員会 (総務部、生活支援部担当者)
- ・ 防災・防犯委員会 (総務部、生活支援部担当者)
- ・ 利用者生活委員会 (ご利用者代表者、園長、生活支援部職員、栄養士)
- ・ 入退所調整委員会 (役職者、看護師、栄養士)
- ・ 衛生委員会 (衛生委員会委員)
- ・ 身体拘束適正化検討委員会 (総務部、生活支援部担当者)

(3) 研修事業

次の研修会を実施し、職員の専門性と質の向上を図ります。

- ・ 内部研修会 (毎月)
- ・ 新任職員合同研修会 (随時)
- ・ 階層別研修 (中堅・幹部) (随時)
- ・ 人事考課者育成研修 (随時)
- ・ 権利擁護・虐待防止・身体拘束等のに関する研修 (マニュアルに準じる)
- ・ 関係機関・団体・その他の研修 (随時)
- ・ 研究調査・ケース研究 (随時)

3 ご利用者の状況 (令和7年4月1日現在)

(1) 各ユニットの男女別状況

区 分	もりのまち	ほしのまち	はなのまち	にじのまち	計
男 性	2 2	3 3			5 5
女 性			1 7	1 7	3 4
計	2 2	3 3	1 7	1 7	8 9

(2) 年齢別

区 分	～20 未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70 以上	最高 年齢	最小 年齢	平 均
男 性	1	4	5	2 0	1 2	7	6	84 歳	19 歳	50.7 歳
女 性	0	1	5	8	7	4	9	89 歳	29 歳	57.2 歳
計	1	5	1 0	2 8	1 9	1 1	1 5			53.1 歳

(3) 障がい別

区 分	てんかん	自閉傾向	統合失調症	ダウン症	身体障がい	視覚障がい	聴覚障がい	内部疾患	言語障がい	強度行動障がい
男 性	13	24	0	5	4	1	4	4	2	27
女 性	11	7	2	1	4	1	1	2	4	19
計	24	31	2	6	8	2	5	6	6	46

(4) 障害支援区分

支援区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計	平均区分
男 性	0	0	0	4	16	35	55	5.57
女 性	0	0	0	1	8	25	34	5.71
計	0	0	0	5	24	60	89	5.62

第3 事業と運営方針

1 事業の内容

(1) 生活介護事業 定員：100名（男性60名、女性40名）

主として昼間において、ご利用者の排泄及び食事等の介護、日常生活上の助言や相談、支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供、身体機能の生活能力の維持・向上のための援助等を行います。

(2) 施設入所支援事業 定員：100名（男性60名、女性40名）

主として夜間において、ご利用者の入浴、排泄及び食事等の介護・支援、日常生活上の助言や相談、支援等を行います。

(3) その他の事業

短期入所事業	居宅において、その介護を行う者の疾病その他理由により、短期間の入所を必要とするご利用者を対象に、入浴、排泄及び食事等の介護、その他の日常生活上必要な支援を行います。 定員：2名（併設型～男性1名・女性1名、空床型～空床時）
日中一時支援事業	居宅において、その介護を行う者の疾病その他理由により、短期間（日帰り）の入所を必要とするご利用者を対象に、必要な介護又は支援を行います。
相談支援事業 （計画相談・地域移行・地域定着）	相談支援事業所「ふらっぷ」において、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立って計画相談支援を行うとともに、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

2 運営方針の内容

(1) 総務部・総務課

法令順守及びコンプライアンスの徹底を前提とし、事業運営の基礎となる経営の安定化を図り、

職員一人ひとりが専門的な知識及び技能を最大限に発揮することで高水準な福祉サービスが提供できるよう、中長期的なビジョンのもとで事業を遂行します。

健全な経営及び財務基盤の強化	福祉事業に関連する法制度や施策を適切に把握し、財務管理及び会計等の経理事務について、透明性を重視しながら迅速且つ適切に取り進め、適正且つ計画的な予算の執行を進めます。また、介護給付費収入に係る各加算の取得を積極的に進め、将来に向けた修繕費や人件費等積立の充足を図り、法人全体の経営基盤の安定化と強化に努めます。
福利厚生の実施と処遇改善の推進	健康診断、生活習慣病予防検診、ストレスチェック等を実施し、産業医との連携のもと、職員親睦会の活動と併せて福利厚生等による職員の心身の健康づくりをサポートします。また、国による処遇改善制度の受給要件となる手続き等を適切に行い、労働環境の整備や賃金向上を図ることで人材確保及び福祉サービスの向上を図ります。
ICT・DX導入による福祉サービスの向上	労働環境の改善、向上による福祉サービスの向上を目的に、デジタル機器の導入や環境整備を進めると同時にIT技術に対する職員の意識改革、活用を進めることでご利用者のリスクや支援者の負担を軽減し、より質の高い福祉サービスの提供と業務遂行の効率化を図ります。
建物及び設備等の計画的な保安全管理	日常的な維持管理を実施し、建造物や設備、備品の破損等に対応し、生活空間の安全管理及び環境整備を進めます。また、予算や事業の遂行状況を踏まえ、大規模修繕を要する箇所について、計画的に補修、工事等を実施します。
安心・安全で楽しい食事の提供	給食業務委託業者との連携のもとで食品衛生管理の徹底したうえで、食を楽しめるよう嗜好調査等による希望献立の導入や行事食を企画するなど、季節に応じた食事サービスを提供します。また、非常時において三日分以上の食事を提供できるよう非常食を管理するとともに、感染症発生時には状況に合わせた食事対応ができるように常時、物品等の管理を行います。
栄養ケアマネジメントによる健康支援の実施	栄養マネジメントによるケア計画作成及びスクリーニングを実施することで、ご利用者ひとりひとりの栄養状態を把握し、また、課題、問題点がみられるご利用者に対しては、看護師や支援員、関係機関等と連携し、食事形態や運動量等を含めた個別的な栄養ケアを行います。
地域における公益的な活動と連携の構築	地域の一員として地域行事への参加や役割等に積極的に協力する他、福祉教育活動の実施や学生実習受け入れを通し、地域の福祉課題、生活課題の解決や町づくりに協働し、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

（２）生活支援部・生活支援課

ご利用者の重度化および高齢化に伴うニーズに迅速に対応するため、個々の状態に応じた環境整備と最適な福祉サービスの提供を目指します。そのため、生活支援部内での連携体制を強化し、職員のスキル向上と人材育成に力を入れます。

つきましては、次の事項を重点に取り組みます。

意思決定支援の推進 と自己実現の尊重 (本人の意向を踏まえた同性介助)	ご利用者が自立した日常生活が営めるように本人の意向や希望を詳細に確認するためのプロセスを整備し、面談やアンケートを通じて最新の意向を反映した支援計画を策定します。意思疎通が難しい場合には、絵カードやコミュニケーションアプリなど意思決定支援ツールを活用して、本人の意向をより正確に把握します。また、ご利用者が自身の生活や支援に関与できるように役割を明確にし、自主的に行動できる環境を整備するとともに日常生活の選択肢を増やし、利用者が自分で選ぶ機会を提供します。なお、本人の意思に反した異性介助が行われないよう可能な限り同性介助者を配置し、より安心感を持って支援を受けるよう環境整備に努めます。
高齢者、強度行動障がい を有する ご利用者の環境改善	高齢者の転倒や事故を防ぐため、鋭利な物や危険な家具を取り除き、クッション材を使用するなどの安全対策を実施します。強度行動障がいを持つ方々には、感覚過敏やストレスを軽減するため、空き部屋等を利用して静かで心地よいカームダウンエリアを整備し、安心感を提供します。 また、予定の変更に敏感な方々には、スケジュールの見直しや説明方法の改善を行い、視覚的サポートを充実させます。更に、予定変更後の行動を本人が選べるように選択肢を用意し、毎日のルーティンを確立することで、予測可能な環境を提供し、安心感の提供することを目指します。
個人の特性に応じた 個別支援計画を策定し、 支援の質の向上	ご利用者とご家族の意向を尊重し、個別支援計画を策定します。適切な生活習慣の確立と社会生活への適応を支援し、定期的なモニタリングとケース会議を通じて支援内容を見直します。職員は創意工夫を重ね、虐待防止やリスクマネジメントを意識した専門性の高い支援を実践します。資格取得や研修機会を確保し、障がい援助技術の向上を図ります。
虐待防止と権利擁護 身体拘束適正化	法令遵守に基づき、ご利用者の人格と人権を尊重した支援サービスを推進します。毎月、虐待防止委員会を開催し、必要な指針の整備や研修企画を立案するなど、全職員に受講や必要な情報を周知徹底します。また、職場全体で虐待防止マニュアルの遵守に努めます。さらに、利用者生活委員会を通じて、ご利用者からのご意見や苦情、支援サービスの評価を聞き取り、家族会役員に施設内の巡視を計画するなど、透明性の高いサービスの提供に努めます。身体拘束については、早期廃止に向けて議論し、身体拘束適正化委員会を定期的（3か月ごと）に開催し、3要件の判断を行います。その結果を全職員に周知し、法令遵守の観点から職場全体での取り組みを強化します。緊急やむを得ない場合には、体制を整備し、必要な手続きを行うことで、適切な判断と対応を確保します。
人材の確保と定着率 向上の取り組み	柔軟な有給休暇の取得を推進し、ワークライフバランスの向上と労働環境の充実に努めます。また、定期的な1on1ミーティングを実施し、職員同士の相互理解を深めます。さらに、委員会や係業務を細分化・再構築し、個人担当制にすることで、職員が自身の役割と責任を明確に理解し、主体的に業務に取り組む環境を整え、仕事満足度と働きやすさを高め、組織全体の生産性と持続可能性の向上を図ります。

I C T導入・D X化の推進	I C Tを活用してペーパーレス化を推進し、資料作成の時間短縮とコスト削減に繋がります。動画配信による教育システムを構築し、現場の教育負担を軽減し、全職員が質の高い教育を受けられるようにします。離床センサーの活用でご利用者の状況把握を効率化するとともに、インカムで円滑なコミュニケーションを確保し、タブレット端末で最新情報を共有することで、移動時間のムダを削減し、サービスの向上と業務負担の軽減を図ります。
安心・安全の提供 事故の未然防止	リスク管理委員会を毎月開催し、ヒヤリハットや過去の事故事例を共有して「転倒・誤嚥・誤薬」を未然に防止します。リスクマネジメント手法に基づき再発防止策を講じ、ヒューマンエラーの原因となる見落としや思い込み、情報伝達ミスを防ぎます。組織全体でルール遵守の意識向上を図り、重大事故を防止し、安全かつ安心なサービスを提供します。
自然災害及び防犯 対策の教育・訓練 の徹底	自然災害の発生に備え、業務継続計画（B C P）を適切に運用できるように、防災・防犯委員会を毎月定期的に開催し、適宜内容の見直しを検討します。また、火災や自然災害に対応した実地および机上訓練を年2回以上実施します。さらに、防犯意識の向上と防犯設備の点検と不審者への対応スキルを習得するため、外部の専門家を招いて研修を実施します。
健康の維持増進 感染症及び食中毒 予防対策の徹底	感染症の予防及びまん延防止、食中毒予防のための対策、研修、訓練を感染予防委員会において検討します。過去の実践経験をもとに、常に最新の指針やマニュアル、B C Pの見直しに努めます。刻々と変化する新興感染症の情報収集及び情報提供を行うとともに、個人防護具等の物品の確保、ワクチンを確実に接種できるように関係機関と調整を図ります。また、中高年の増加に伴い、オプションがん検診の見直しを検討します。
意思決定支援及び 合理的配慮の取 組み強化	意思決定支援と合理的配慮の取り組みを強化するために、意思疎通が困難な方には多様なコミュニケーション方法を活用します。また、合理的配慮の提供を通じて、潜在的なニーズを把握し、ご利用者一人ひとりが自身の意思を表明し、より良い生活を営むための支援の提供を目指します。
特定技能者のスキル アップと定着向上	長期的な人材確保と生産性向上を目指し、日本語能力試験の上級合格を目指した指導と介護福祉士国家試験の受験支援を行います。さらに、管理団体と連携し、定期的な面談を通じて特定技能外国人の悩みや不満を解消します。加えて、特定技能外国人の働きがい高め、職場の満足度を向上させるために、職場内コミュニケーションの活性化を推進するなどし、定着率の向上と業務に必要なスキルの習得を支援します。また、働く環境の改善にも取り組みます。
学生実習生等の受け 入れ推進	福祉教育機関と連携し、福祉を目指す学生やインターンシップを受け入れ、人材確保を目指します。また、中学・高校の総合学習やボランティアを活用し、障がい福祉への関心を広めます。

① 生活介護事業

常時介護が必要なご利用者に対して、入浴、清拭、着脱衣、排泄、食事等の支援を行います。また、生産活動や創作的活動の機会の提供をはじめ、身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。

ご利用者一人ひとりに適した支援サービスの提供を行うため、ご本人およびご家族の意向に基づいて生活介護サービスの内容を精査し、安心と安全を基本にした各種サービスと活動プログラム等を提供します。

◇生活支援課◇

《自立した日常生活および社会生活を営むことができるための支援》

生活支援	食事、排泄、入浴、移動、整容、歯磨き、衛生、服薬、居室内清掃、衣類整理、相談、情緒の安定等を図ります。
居住環境の整備	快適な環境（安全・清潔）の保持に努めます。
定期巡回	体調確認、行事連絡、話題提供を行います。
行動障がい者への支援	施設の生活環境および施設外での行動を予測し、情緒の安定につながる個別支援を提供します。また、職員は強度障がい者専門研修を受講し、専門性を高めます。
高齢者への支援	高齢による機能低下に対して、個別に応じた支援・介護・見守りを行います。また、環境の整備と適切な福祉サービスにつなげることも検討します。
健康状況の把握	A D Lや運動機能の他、バイタルサイン、体重、口腔、皮膚、精神状態などを観察し、体調の変化や異常の把握に努めます。

◇活動支援課◇

個々のニーズや特性に応じた日中活動を提供し、健康維持・増進を図り、生きがいを感じられるサービス提供を目指します。

活動支援第1係

創作活動	創作活動	各種行事、各種施設内外のアート展に向けた作品制作を進め、展示する環境を設定することにより創作意欲向上を図ります。
	演芸活動	各種施設内外の行事で披露するダンス、演芸につながる活動を行い、身体を動かす機会を設けます。
療育活動	スヌーズレン	特に強度行動障がい者や情緒の安定が難しい方に対して、活動提供を行い感覚刺激により、リラックス効果や情緒の安定につなげます。
	構造化支援	認識度合いに応じた設定を行い、手順を構造化することで、作業可能な範囲を広げる支援をします。
	I A D L 向上	主に自閉症スペクトラム症の方に対し、買い物の手順をパターン化することで、自律意識を向上します。

活動支援第2係

生産活動	屋外活動	花壇整備、施設周囲の環境整備、除雪、こざくら園の農産補助作業等から作業手順の構築につなげます。
	屋内活動	食器洗い、食堂・洗面所清掃、施設内清掃、ゴミ回収、リネン回収・準備等の一連の流れを認識し、作業意欲向上につなげます。

元氣班	健康維持・増進活動	軽い運動や屋内外の散歩、歩行訓練、体操、風船バレー、雪中運動などを通じて体力を向上させます。また、かるた、トランプ、日光浴、花のプランター管理など、さまざまなレクリエーション活動を通じて機能の維持を図ります。
	生きがい活動	映画・音楽鑑賞、カラオケ、動画視聴、パズル、編み物、ビーズ・粘土創作、太鼓演奏、折り紙、塗り絵、図画・工作、その他個別の趣味や興味に合わせた余暇活動により、ADL、IADLの維持向上を図ります。

◇健康支援課◇

医療機関と連携を図り、疾病の早期発見・早期治療に努め、心身共に健康で豊かな生活が営めるように支援します。また、感染症の流行に対して必要な知識や技術を習得するための研修会を実施し、感染予防対策の徹底に努めます。

健康管理	健康管理全般、体重血圧測定、医療的な処置、薬剤管理、摂食・嚥下調査
通院支援	各診療科目における定期通院、必要に応じた通院同行支援、往診介助
検診支援	歯科検診、定期健康診断、胃がん検診、婦人科検診、エキノコックス検診
予防接種	新興感染症、インフルエンザの予防接種等
感染予防対策	新興感染症、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策 ・感染予防指針、マニュアル、BCPの机上及び実地訓練 ・感染症に関する知識や技術の習得を目的とした内部研修会の実施 ・感染症個人防護具等の整備・補充等の管理 ・必要に応じたウイルス簡易抗原検査の実施

◇地域企画調整科◇

ご利用者が地域生活に繋がるために、GHでの生活や就労の体験機会を提供し、地域生活のイメージを形成する共に、自立支援の意欲を高めるよう努めます。また、ご利用者の希望を反映した余暇活動や施設行事は感染予防対策を実施し、趣味を育て、豊かで充実した生活を提供します。

施設外訓練	施設外訓練に対する支援、事業所訪問、定期評価
施設内訓練	施設内訓練に対するスキルアップ支援、定期評価
法人・3事業所 合同イベント	スポ・レク交流会、花火大会、ふれあいフェスタ等
町内イベント	湖水まつり、福祉スポーツ大会、神社祭等
余暇活動	スポーツ観戦、その他各種イベント企画
地域生活移行支援	地域生活に必要なスキルアップ支援、なんぷ〜香房の就労現場やGHの見学・体験、自立訓練ホーム「ふらっぷ」を活用した地域生活体験、料理教室、避難訓練等
その他	障がい者週間記念事業

◇ご利用者自治会の支援（あおぞらの会）◇

意見交換や地域の情報提供を行い、ご利用者の考えを大切にしながら、主体的に各種事業や計画立案等の活動ができるように側面から支援します。

利用者生活委員会	利用者生活委員会議において、意見交換やサービス評価を行い、その内容を職員に周知します。
----------	---

事業計画の立案	事業計画の立案、実施に関するサポート（総会、環境整備事業、クリスマス会、お楽しみ会、感染予防研修会、虐待・権利擁護研修会、防犯教室等）
情報提供	ポスター・資料づくり
自動販売機の運営	清涼飲料水の販売
総会・役員会の開催	総会・役員会の準備、運営
誕生会の協力	誕生会プレゼントの助成
施設内清掃活動	清掃チェック、大掃除の協力
施設外清掃活動	地域でのクリーン作戦
地域奉仕活動	除雪ボランティアへの参加、リングプルの回収

◇家族会の支援（家族会事務局）◇

家族会と連携し、家族会事業の円滑な運営を事務局がサポートします。また、総会、役員会、研修会等について、家族会の意向の下で企画・運営をします。

②施設入所支援事業

主に夜間において、入浴、排泄、食事等の支援、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

日常生活での支援	起床、就寝、睡眠、更衣、食事、排泄、歯磨き、衛生、服薬、相談、情緒の安定、必要に応じて移動介助と見守り等を行います。
ホームルーム	体調確認、行事連絡、話題提供、地域情報提供を伝達します。
就寝前支援	寝具確認、トイレ誘導、おむつ交換等を行います。
定期巡回	居室内温度調整、体調確認を行います。
行動障がい者への支援	施設の生活環境と施設外での行動を予測した場面での情緒の安定につながる個別支援を提供します。他のご利用者の危険回避も併せて行います。
高齢者への支援	高齢に伴う身体機能や認知機能が低下したご利用者に個々に応じた支援・介護・見守り・居室等の環境調整を行います。
健康状況の把握	食事、排泄、睡眠、運動機能の他バイタルサイン（検温・血圧、呼吸機能）、体重、口腔、皮膚、精神状態などを観察し、定期的なデーター収集を用い、体調の変化や異常の把握に努めます。状況に応じて医療機関に受診します。

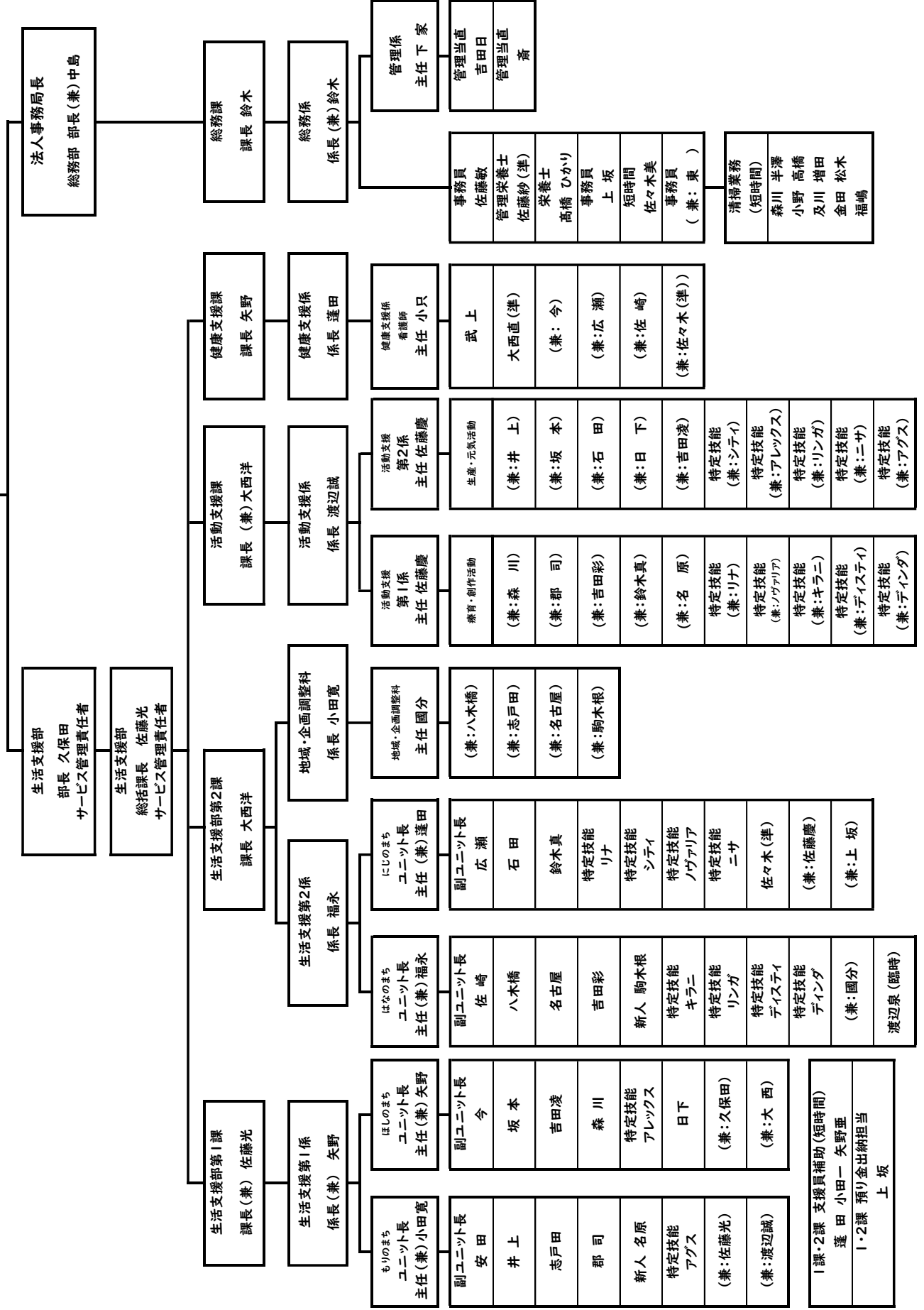
別紙 1

障がい者支援施設 南富良野からまつ園
令和 7 年度年間主要行事予定計画書(案)

月	日	施設行事	地域行事 道北施設協会	家族会	保健衛生	あおぞらの会
4	1 日	辞令交付式・新年度体制				
	1 2 日				歯科検診	
	1 7 日					役員会・総会
	1 8 日				前期定期健康診断	
5	1 3 日～1 6 日	春季一時外泊				
	上旬					
	1 7 日、1 8 日	町内花苗即売会				
	2 2 日	合同火災避難訓練				
	2 7 日			役員会		
	3 0 日				町胃がん検診	
6	1 9 日	ふらの三番館出張販売日				
	未定		南富良野小学校運動会			花壇整備事業
	未定		ソフトボール大会(協会)			お楽しみ会
	下旬	合同防犯訓練				
7	5 日	第 42 回スポ・レク交流会		総 会		
	下旬	第 54 回かなやま湖水まつり				
	未定		パークゴルフ大会(協会)			
8	1 9 日～2 2 日	夏季一時外泊				
	未定	法人職員交流会	町福祉スポーツ大会			
	2 1 日	合同花火大会				
	2 8 日	防災訓練(水害想定)				
9	6 日	令和7年度ふれあいフェスタ				
	1 1 日	合同災害研修会				
	1 7 日		南富良野神社祭			
	2 5 日					
	未定		スポーツ交流会(協会)			
10	未定	道内旅行				
	未定	火災避難訓練	南富良野小学校学芸会		後期定期健康診断	
	未定	ふらの三番館出張販売日				
	2 2 日				エキノコックス検診	
	3 0 日	感染予防研修・訓練				ハロウィンイベント
11	未定				乳がん子宮頸がん検診	
	未定	雪害停電訓練	すてーじ・あーと(協会)			
	未定				インフルエンザ予防接種	
12	3～9 日	障害者週間記念事業				互助会交流事業
	中旬	大掃除				
	1 8 日	クリスマス会				
	3 1 日	大晦日・年越し				
1	1 日	元日・新年を祝う会				
	1 3 日～1 6 日	冬季一時外泊				
	中旬					新年を祝う会
2	3 日	節分				
	未定	法人研究発表会	あーと展(協会)			除雪ボランティア
	未定	地震避難訓練				
3	3 日	桃の節句を祝う会				
その他	年 間					役員会
	毎 月	誕生会(昼食会:随時)			体重・血圧測定	利用者生活委員会

●町外買い物外出、新興感染症の発生状況に応じて随時計画と致します。また、一時外泊は、5月、8月、1月に予定しておりますので、日程をご確認ください。(期間3泊4日、旭川・帯広方面に送迎バスあり)

令和7年度 南富良野からまつ園組織機構図



相談支援事業所「ふらっふ」組織機構図

令和7年4月1日

